

## 行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構の取扱いについて修正する。

平成16年2月27日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	2 4 行政連絡機構の取扱い
合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方について検討するものとする。	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

第9回合併協議会 提案  
第10回合併協議会 確認  
第11回合併協議会 修正版提出

協議項目	24	行政連絡機構の取扱い	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方について検討するものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 行政連絡機構	合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方について検討するものとする。
2. 補助金等	合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方に合わせ検討するものとする。

( 個 表 )

1. 行政連絡機構 (第9回現況調書79ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
行政連絡機構	該当なし	<p>駐在員制度 (設置)村行政の能率的効果を挙げ、村の自主的發展を期するため、区を設置し、区に駐在員を置く。</p> <p>( 仲良町、柳川町、神明町、本町、浜町、潮見町、港元町、栄町、別狩東、別狩中央、別狩南、安瀬、濃昼、発足下、小谷北、発足中央、発足上、古潭南、古潭北、古潭東、小谷南、嶺泊南、嶺泊北、嶺泊東、正利冠南、正利冠中央、越後沢、フラトマリ、更生、新興、第一、本沢西、中央、旭、桂沢、北部、堀頭、団体新生、はまなす、本通、中央、白津狩、仲浜、虹が原東、虹が原西 )</p>	<p>連絡員制度 (設置)村行政の能率的効果を挙げ、村の自主的發展を期するため、地区自治会に連絡員を置く。</p> <p>( 浜益、群別、幌、床丹、千代志別、雄冬、川下、柏木、実田、御料地、毘砂別、送毛、濃昼 )</p>	<p>合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方について検討するものとする。</p>

2. 補助金等 (第9回現況調書79ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
行政連絡機構への助成	該当なし	<p>厚田村区制交付金 (内容)駐在区の自治活動推進、行政諸用務の遂行を高めるため、活動費として支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割 1 駐在区あたり 17,000 円</li> <li>・世帯割 1 世帯あたり 800 円</li> </ul>	<p>浜益村連絡員手当 (内容)自治会の自治活動推進、行政諸用務の遂行を高めるため、活動費として支給する。</p>	<p>合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方に合わせ検討するものとする。</p>